

高千穂町住宅リフォーム促進事業

住宅の改修工事(増改築・修繕・補修)の一部経費を補助します！

◇補助対象者は？

- ・本町に住民登録をしており、かつ居住していること。
- ・本人及び同一世帯に属する者が、町税等を滞納していないこと。

◇補助対象住宅は？

- ・自己の居住の用に供している町内に存する住宅で、建築後1年以上経過したもの。
- ・集合住宅については対象者の専有部分のみ、併用住宅については住居部分のみ。

◇補助対象工事は？

- ・町内の施工業者が行う、10万円以上の工事で次に掲げるもの。
 - ①住宅の修繕、補修及び増築のための工事
 - ②壁紙の張り替え、屋根の葺き替え、外壁の塗替え等模様替えの工事

◇対象とならない経費は？

- ・土地の購入及び造成費用
- ・広告、看板設置に係る費用
- ・工具、工事用機械等の購入に係る費用
- ・他の補助制度と重複する工事費用
- ・その他補助対象工事として認められない費用

◇補助金の額は？

- ・補助対象工事に要する経費の20%(千円未満は端数切捨て)、ただし補助額は20万円を限度とする。

※補助金の交付は、当該住宅につき1回限り

◇申込書及び申請書類は？

(1). 申込書は役場建設課にて配布いたします。

下記申込期間中に、提出して頂きます。

(2). 補助金申請書は、申込書提出時にお渡しします。

補助金申請書とともに、次に掲げる書類を添えて提出してください。

①事業計画書

②収支予算書

③固定資産税課税台帳の写し又は建物登記簿謄本

④申請者及び同一世帯員全員の町税の完納を証する書類

⑤工事見積書

⑥住宅等の現況及び工事施工箇所の写真及び図面

⑦その他必要書類

◇令和3年度の申込期間

申込書の配布 4月1日～5月6日まで 役場建設課にて配布

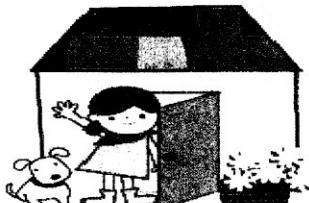
申込書の受付期間 4月19日(月)9:00～5月7日(金)17:00まで(土・日除く)

※注意 申込書を受付け期間より前に持参頂いても受付できません。

※申請書提出は9月30日(木)17:00まで。期日を過ぎると申請できません。

◇その他 ・申請時に未着工の工事のみ対象とする。(すでに着工しているものは、対象外!)

・令和4年3月末までに事業完了報告書の提出が出来る工事のみ対象とする。



※詳細については下記係までお問い合わせください。

高千穂町役場 建設課 建築住宅係

☎ 73-1210